

神戸市週休2日制工事試行における経費補正の導入について (建築・建築設備工事)

神戸市では、品確法の趣旨を踏まえて、建設業の労働環境の改善及び将来の担い手確保を図ることを目的に、平成30年度より建築・建築設備工事について「神戸市週休2日制工事試行実施要領」を作成し、週休2日制工事の試行を実施しています。

今年度は、本制度のより一層の推進を図るため、同要領を改定し、**令和3年6月単価適用工事より※注経費（労務費）の増額補正を実施します。**

◆改正◆ 神戸市週休2日制工事試行実施要領（概要）

1. 神戸市建築・建築設備工事における週休2日制とは

○4週8休以上の現場閉所（現場休息）（土日を標準とする）の状態をいいます。

2 対象工事

○対象となる工事は、設計図書（設計書及び図面表紙）に「週休2日制工事」と明示しています。

○**発注者指定方式**（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）又は**※注受注者希望方式**（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式）のいずれかで発注します。

3 **※注**予定価格への反映

○4週8休以上を前提に労務費を補正し工事費を積算して予定価格へ反映します。

4 達成状況に対する対応

○ **※注**4週8休以上を達成できなかった場合は、達成状況に応じて労務費補正分の減額変更を行います。

○4週8休以上を達成した場合は、工事成績評定で加点します（未達成での減点はありません。）。

※注 「受注者希望方式」、「労務費補正による予定価格への反映」は、令和3年6月単価(建築設備工事は7月)適用工事より導入します。
補正対象となる工事は、設計図書(設計書、図面表紙、特記仕様書)へ「経費補正導入工事」と明示されます。

📄 詳しくは実施要領をご確認ください。

神戸市ホームページの検索窓より検索できます。

週休2日 建築

